

令和6年度
農林水産省独立行政法人評価有識者会議
家畜改良センター部会

令和6年7月29日

農 林 水 産 省

午後 1 時 2 1 分 開会

○和田畜産技術室長 それでは、ただいまから令和 6 年度農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を開催いたします。

委員及びセンターの役職員の皆様におかれましては、お忙しい中、また大変暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

畜産振興課畜産技術室長の和田でございます。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、部会を始めるに当たりまして、畜産振興課富澤課長から挨拶をさせていただきます。

○富澤畜産振興課長 ただいま御紹介のありました畜産振興課長の富澤でございます。私、7 月からということで、委員の皆様、家畜改良センターの役員の皆様とも、今日が、顔合わせ的になってしまっておりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

令和 6 年度の農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げたいと思います。

初めに、委員の皆様におかれましては、お暑い中、御多忙の中、本部会の方に御出席していただきましてありがとうございます。

また、家畜改良センターの役職員の皆様方におかれましても日頃から農林水産施策の推進に御尽力いただいているということもございますし、今年の年初めでございますけれども、能登半島地震が起きて、家畜の飼養の関係でも大変厳しい状況の中、家畜改良センターの方から発電機等の資材を送っていただいたり、御支援いただいたということでまずその御尽力に御礼と感謝を申し上げたいと思います。

本日お集まりの皆様御存じのことかと思っておりますけれども、独立行政法人、家畜改良センターにつきましては、独立行政法人通則法に基づきまして、業務について自ら評価を行いまして、その自己評価結果を踏まえて主務大臣が評価を決定して、その評価結果を踏まえてその法人は業務の改善や成果の最大化につながるよう業務を進めるということとされております。

その際に、主務大臣が評価を決定する前に必ず有識者の皆様の御意見を伺うということになっておりますので、本部会がその位置付けということであります。

本日につきましては、昨年度、令和 5 年度の年度評価について御意見を伺う場ということでございますが、昨年度、令和 5 年度につきましては、第 5 期中期目標期間の 3 年目ということでございます。皆様の方で、その内容について評価していただければというふうに考えております。

我が国の畜産の状況ということについて見ますと、3 年前から飼料価格が高騰いたしまして、畜産

経営が大変厳しい状況ということもございます。物価上昇の中で、牛肉の消費が伸びないというよりも低迷しているということで価格の方もなかなか上がらない状況、下がっている状況というようなことで、厳しい状況が続いております。

農林水産省といたしましても、先般、食料・農業・農村基本法が御議論いただいて改正されるということでございますので、新しい法律の下で、食料・農業・農村基本計画をまた新たに策定を進める予定になると思います。

また、酪肉近や家畜改良増殖目標というものについても併せて検討を進める予定ということになるかと思っておりますので、その中で畜産経営を持続的に我が国の中で進められるよういろいろ検討を進めたいというふうに考えております。

家畜改良センターにおかれましては、このような中で、入江理事長のリーダーシップの下、家畜改良と畜産技術などを通じた国際畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展ということで貢献していただいているというところでございます。

飼料自給率も伸ばさなければいけないという中でいいますと、牧草の種子、飼料作物の種子なども増殖していただいているということで、非常に重要な機関ということかと思っております。

委員の先生におかれましては、家畜改良センターが必要な改善を行いまして、目標達成に向けてより効率的、効果的に取組を進めるために踏み込んだ御指摘、御助言を頂戴できればというふうに考えております。

本日、お忙しい中、ご出席いただいておりますけれども議論の方をお願いして、私の挨拶としたいと思います。よろしくお願いいたします。

○和田畜産技術室長 それでは、議事に入ります前に、本日の配布資料を確認させていただきたいと思っております。

配布資料一覧がございますが、資料１、議事次第、それから資料２、出席者名簿、資料３が２種類ございまして、３－１の評価体制及び手順について、３－２が評定方法について、でございます。それから、資料４－１、こちらはかなり分厚い資料でクリップ留めになっているかと思っております。それから、４－２、評価の概要について、４－３、報告書の主なポイント、４－４、評定の状況について。それから、資料５、６、ここまでの配布資料となりまして、参考資料として参考１、参考２がございます。

もし落丁等がございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局の方にお申し付けいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それと、表紙がプラスチックになったものがございます。令和5年度事業の概要という資料でございます。こちらにつきましては内部資料になります。大変申し訳ございませんが、部会終了後に回収させていただきますので、部会終了後、そのまま机上に置いたままでお願いいたします。

次に、出席者を御紹介いたします。

まず、御出席の委員を御紹介させていただきます。所属等は出席者名簿で御確認いただければと思います。

本日は委員の方、4名全員にお越しいただいております。

稲葉委員でございます。

○稲葉委員 よろしく願いいたします。

○和田畜産技術室長 片桐委員でございます。

○片桐委員 片桐です。よろしく願いいたします。

○和田畜産技術室長 木村委員でございます。

○木村委員 よろしく願いいたします。

○和田畜産技術室長 野村委員でございます。

○野村委員 よろしく願いします。

○和田畜産技術室長 引き続き、センターからの出席者について御紹介します。

入江理事長です。

○入江理事長 よろしく願いいたします。

○和田畜産技術室長 犬塚理事です。

○犬塚理事 犬塚です。よろしく願いします。

○和田畜産技術室長 山田理事です。

○山田理事 山田です。よろしく願いします。

○和田畜産技術室長 富樫監事です。

○富樫監事 富樫です。よろしく願いします。

○和田畜産技術室長 松本企画調整部長です。

○松本企画調整部長 松本です。よろしく願いします。

○和田畜産技術室長 今崎改良部長です。

○今崎改良部長 今崎です。よろしく願いいたします。

○和田畜産技術室長 河内野個体識別部長です。

○河内野個体識別部長 河内野です。よろしく願いします。

○和田畜産技術室長 藤岡技術統括役です。

○藤岡技術統括役 藤岡です。よろしくお願いします。

○和田畜産技術室長 矢倉コンプライアンス推進室長です。

○矢倉コンプライアンス推進室長 矢倉です。よろしくお願いいたします。

○和田畜産技術室長 それでは、独立行政法人の評価体制及び実施手順とセンターの評価方法について、事務局から御説明いたします。

○室賀課長補佐 畜産振興課で家畜改良センター調整班を担当しております室賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、資料３－１を御覧ください。

まず、１番、農林水産大臣による評価の実施ですが、家畜改良センターなどの独立行政法人は、通則法に基づき主務大臣が評価をいたします。その際には、有識者会議を設け意見を伺うということとされております。

続きまして、２の評価の手順ですが、課長から冒頭御挨拶させていただいたとおり、まず①法人自らが自己評価を行います。続いて、②法人役員からのヒアリング、③有識者からの意見聴取とございますが、この③が本日の部会となります。

本日の部会で頂いた御意見を加味して、④法人所管部局において大臣評価書案を作成し、⑤、⑥の手続を経て大臣評価書が決定され、センターへ通知されるとともに公表される運びとなります。

続いて、３の評定基準ですが、定量的な評価と定性的な評価がございますが、どちらも上からＳ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階の評価となり、Ｂが計画どおりに行ったという中間的な基準となっております。

続きまして、センターの業務実績の評定方法について御説明いたします。

資料３－２を御覧ください。

こちらは、センターの業務実績の評定方法について定めた畜産局長通知であります。

センターの業務実績の評定に当たっては、総務大臣から出されております独立行政法人の評価に関する指針、いわゆる評価指針や農林水産省で定めた所管独法の評価実施要領のほか、さらに本通知で定めるところにより実施します。

本通知の要点をお話しさせていただきます。

まず、１番目の評価単位です。

１行目に、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について、一定の

事業等のまとまりごとに評価を行うとあります。

具体的にどういうことかと申し上げますと、2枚目の年度評価の様式を御覧ください。今、申し上げたところは中期計画の左上のⅠのところですが、こちら七つの事業区分に分けて評定を定めることになっております。

その下のⅡからⅣの総務部門のところはそれぞれの評定を定めることになります。結果、評価単位としてはⅠにある七つの項目、そして、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのところの三つ。合計10個の項目が大項目として設定されています。

また、資料3-2の1ページ目に戻っていただきまして、続いて2の項目別評定及び総合評定の方法、評定区分ですが、これは先ほど資料3-1で御説明いたしましたS、A、B、C、Dの基準について定めたものになります。総務省の評価指針に示された考え方を引用しております。

最後に、3の法人ごとに定める総合評定等の評定方法ですが、項目別評定の結果をSから高い順に5、4、3、2、1と点数化し、平均点を出して総合評定の基礎となるランク付けを行います。

ページをめくっていただいて、2ページ目の4行目、なお書きがございます。こちら評価指針において、目標策定の時点では分からなかったが、評価の時点において困難度が高いと認められる場合は評価を一段階引き上げることができる」とされております。特にセンターの場合、家畜伝染病や自然災害、異常気象などの予想し難い外部要因が業務に多大な影響を与えますので、こういったことも考慮できると明示しております。

なお、逆に評価を一段階引き下げることがあり得る仕組みとなっております。

お手数ですが、参考資料1の農林水産省の所管独立行政法人の「評価実施要領」を御覧ください。

参考資料1の3ページにあります3番、総合評定の方法の(2)を御覧いただきたいのですが、「政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、標語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて、(1)で算出された基礎に基づく評定よりも更に引下げを行うなど、評価指針を踏まえて評定を行う」とされているところです。

評定方法に係る説明は以上になります。

○和田畜産技術室長 それでは、これより具体的な議事に入りますが、本日の議事につきましては発言者名を付して公開させていただきます。このため、後日、出席者の方々に対し議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、限られた時間の中で令和5年度の年度評価を委員の皆様方に御審議いただきますので、質疑応答に十分な時間を割けるよう、センターの皆様におかれましては簡潔な説明をお願いいたします。

本日の進め方ですが、まず、センターから自己評価結果について御説明していただきます。大部にわたることから、全体を三つに区切り、最初に、1の全国的な改良の推進及び2の飼養管理の改善等への取組について、次に、3の飼料作物種苗の増殖・検査から5の家畜改良増殖法等に基づく事務までについて、最後に6の牛トレーサビリティ法に基づく事務からその他業務運営に関する事項までとし、それぞれについてセンターの説明後に各委員から御意見を頂きたいと存じます。

センターの自己評価結果の説明及び委員の皆様との質疑応答が終わった後、事務局から大臣評価を決定するに際し特に検討が必要と考えられる事項について御説明をさせていただき、これについても委員の皆様から御意見を賜りたいと存じます。

それでは、総合評定など令和5年度の自己評価の全体像と1の全国的な改良の推進及び2の飼養管理の改善等への取組について、センターより説明をお願いします。

○松本企画調整部長 家畜改良センター企画調整部長の松本でございます。

家畜改良センターからいわゆる自己評価について御説明をさせていただきます。

この自己評価が、農林水産省のクレジットとなっております、この資料4-1のいわゆる大臣評価書案のベースとなっております。こちらはちょっと大部の資料でございますので、本日は別途資料4-2から資料4-4までの3種類の資料を用いまして、自己評価の概要やポイントを説明させていただきます。

まず、総合評定など全般的な概要につきまして、私の方から御説明をさせていただきます。

資料4-2「自己評価書の概要について」を御覧ください。

令和5年度の自己評価の総合評定はここの冒頭でございますように、「全体としておおむね中期計画における所期の計画を上回る成果が得られた」として、Aとしてございます。

評価の方法でございますが、資料が飛んで申し訳ないですが、資料4-4を見ていただければと思います。

こちらの表の真ん中のところに項目名とありますが、ここの二重丸が先ほど農林水産省からの説明がございました大項目となっております。

そのブランchedで一重丸の付いた項目、こちらが中項目としてございます。中項目の下にまたブランchedとして小項目がございます。これら小項目、あるいは中項目単位で評価いたしまして、中項目ごとに先ほど説明のあったポイント付けをして、それぞれ大項目の評定を付ける。それをトータルして先ほど冒頭に御説明しました総合評定を付けるという形としてございます。

今回の自己評価におきますそれぞれ中項目、大項目の自己評価はこの資料4-4の右端のところに書いてあるとおりでございます。

それで、資料４－２に戻っていただきまして、この資料４－２の１ページ目の下半分の表がそれぞれ先ほど御説明がありました業務部門の七つの大項目、さらに総務部門の三つの大項目の評定を表にさせていただきます。

業務部門の上七つの大項目につきましては、そこに書いておりますように六つをＡ評定、一つをＢ評定としてさせていただきます。

さらに、総務部門の大項目の評定につきましてはその表の下半分のところに出ておりますように、三つの大項目についてＢ評定という形にしているところでございます。

裏面を見ていただきまして、業務部門と総務部門、それぞれの大項目、さらにそのブランチとなつてございます中項目の評定の分布状況でございます。上の表が業務部門の表でございまして、先ほど申しましたように、大項目といたしましてはＡが六つ、Ｂが一つ。そのブランチであります中項目単位で見ますと、Ｓ評定が二つ、Ａ評定が１４、Ｂ評定が五つというふうに自己評価をしてございます。

Ｓ評定、あるいはＡ評定を付けました中項目の項目名につきましては、その表の下に項目名を挙げてさせていただきます。

下の方の表が総務部門の三つの項目の評定の分布でございまして、こちらにつきましては大項目、さらにその下にぶら下がっております１４の中項目、全てＢ評定としているところでございます。

続きまして、資料４－３を御覧ください。

こちらの資料は、５年度の業務実績につきまして各項目のポイントを整理したものでございます。これを用いまして、順次それぞれの項目の担当から説明をさせていただきます。

それでは、まず今崎改良部長からお願いいたします。

○今崎改良部長 改良部長の今崎でございます。

私の方から資料４－３の大項目の１と２、それぞれ説明させていただきたいと思います。

資料４－３を御覧ください。

まず、大項目の１「全国的な改良の推進」、こちらにつきましてはＡ評定とさせていただきました。

中項目の「種畜・種きんの改良」ですが、こちらにつきましては評定をＡとさせていただいております。

まず、乳用牛につきまして、暑熱耐性の遺伝的能力評価に加えて、新たに分娩形質のゲノム育種価を算定しまして、６月２日に公表したところでございます。

分娩形質につきましては、インターブルの国際評価のテストランに合格しまして、４月公表の国際評価のための分娩形質の評価値データを３月に送付しました。

また、センター自らが有する多様な育種素材に加えて、国内外から導入した育種素材を用い生産した雄子牛から泌乳持続性や体型に特長を持ち、家畜改良増殖目標の育種価目標数値を上回る遺伝的能力を有する候補種雄牛、こちらの方を30頭作出したところでございます。

続きまして、肉用牛についてでございます。

黒毛和種につきましては、脂肪酸組成に係るゲノミック評価の実施に向けて、評価精度を高められるよう評価手法の検討を行うとともに、センター候補種雄牛の育種価算定も試行したところでございます。

また、4系統群・5希少系統に配慮して交配・選定を行い、増体性や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を39頭作出したところでございます。このうち増体性に特長を持つ16頭につきましては、直接検定時の生体の1日当たりの増体量の平均値が1.35キログラムと令和5年度の目標値を上回る成果が得られたところでございます。

褐毛和種につきましては遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を4頭作出したというところでございます。

続きまして、豚についてでございます。

デュロック種につきましては特に増体性、ランドレース種及び大ヨークシャー種につきましては繁殖性を重視した改良に取り組んでいるところでございます。

デュロック種につきましては、一次選抜の暫定値ではございますけれども、1日当たり増体量が1,110グラムと達成目標を上回る成果が得られたところでございます。

ランドレース種及び大ヨークシャー種につきましては、令和7年度の達成目標に向けて引き続き育種価を用いた選抜を推進したいと思っております。

続きまして、国産鶏種についてでございます。

卵用鶏及び肉用鶏の両方につきまして産卵率の改良に取り組んだところです。また、肉用鶏につきましては、4週齢時の体重の改良に取り組みまして、データを収集し推定育種価を算出し、選抜・交配を行った結果、産卵率につきましては5系統で、4週齢時の体重では1系統で達成目標を上回る成果が得られたというところになります。

ページをおめくりいただきまして、重種馬についてでございます。

人工授精を活用した効率的な繁殖を行うため、種雄馬7頭から人工授精用の精液の採取を行うとともに、繁殖雌馬の85頭に対しまして人工授精を実施しました。63頭の受胎を確認したところでございます。

また、牽引能力に関連ある馬格をもとに種雄馬候補を6頭作出したというところでございます。

めん羊、山羊等につきましては、現有のサフォーク種と日本ザーネン種を維持するとともに、肉用牛につきましては、日本短角種、鶏の軍鶏、豚におきましては中ヨークシャー種、梅山豚の維持を図ったというところでございます。

続きまして、中項目でございます。

「遺伝的能力評価の実施」につきまして、こちらはS評価という項目になります。

各畜種の全国的な遺伝的能力評価結果を年4回以上公表または提供しました。乳用牛のホルスタイン種及び肉用牛の黒毛和種につきましてはゲノミック評価の提供を行いまして、豚では国産純粋種豚改良協議会というところがございますので、その会員に対しまして評価結果及びランキングを提供したところでございます。

さらに、乳用牛につきましては、ゲノミック評価の信頼度向上、速報値の提供、在群能力評価対象の拡大などを行いまして、評価精度の大幅な向上と情報提供の迅速化を図ったところでございます。

特に、ゲノミック評価の雌牛のデータを加えたというところが大きいところでございまして、ヤングサイアの信頼度が向上いたしました。ヤングサイアの活用を拡大することで改良速度が上がるということになります。このことに加えまして、より信頼度の高い種雄牛の早期利用が可能となるというところで社会的貢献も大きいというところでS評価とさせていただいております。

次の中項目でございます。

「畜種ごとの課題に対応した情報の分析、提供」について、こちらにつきまして評価Aとさせていただきました。

乳用牛につきまして、ゲノミック評価、ヤングサイアの活用などによる改良の推進を図るためホームページや業界誌のほか各種会議や講習会で講演や動画による情報提供、説明を積極的に行ってきたというところでございます。

また、肉用牛の脂肪交雑など主要な枝肉形質についての地域別の集計結果を公表しております。また、豚につきましては、繁殖雌豚の群飼と単飼における傷病の発生状況や繁殖形質に係る季節の影響につきまして分析を行い、公表したというところでございます。

次の中項目でございます。

「多様な遺伝資源の確保・活用」、こちらにつきましては評価Aとさせていただいております。

農研機構が行うジーンバンク事業に協力しまして、家畜遺伝資源の収集・継続保存・特性調査、飼料作物の栄養体保存、種子の増殖等を計画どおり実施したところでございます。

こちらのジーンバンク事業につきましては、現在、農研機構の方で行っておりますけれども、全体的に予算が少なくなっているということで、今後家畜改良センターとしても注視していかなければ

ばいけないと思っております。

また、鶏始原生殖細胞、PGCsと申しますが、保存技術について新たに1名の技術習得を行いまして、普及等の活動に従事できる職員、目標2名を上回る3名確保したというところでございます。

また、6鶏種で技術を活用した保存の試行を行いました。中期計画の6年度以降の目標であるPGCsの凍結保存及びPGCsに関する情報提供につきましては、5年度に前倒しで実施したというところでございます。

また、センター内におきまして、各畜種において、リスク分散のための複数牧場で計画どおりに分散管理を行うとともに、受精卵の生産と管理換した受精卵から子畜の生産等を実施しました。豚のユメサクラエースに対する需要に応えるため、受精卵移植技術を利用し種雄豚を作出したところでございます。

次に、高度な採卵技術を有する獣医師職員の育成・技術向上のため、OPUの講習を2回実施しました。これらの技術を有する獣医師職員を11名確保するとともに、受精卵の処理等を行うことができる家畜人工授精師の資格を有する職員を62名確保したところでございます。

続きまして、大項目の2になります。

「飼養管理の改善等への取組」、こちらにつきましては全体評定をAとさせていただきました。

中項目になります。

「スマート畜産の実践」についてです。こちらは評定Aとさせていただいております。

個別別自動哺乳ロボットの活用事例や分娩監視システム活用により得られた黒毛和種や褐毛和種の結果、また分娩牛や哺乳子牛などの監視に市販防犯カメラを用いた取組事例など、実用的な情報提供について計画を上回る5回を実施したというところでございます。

また、繁殖雌豚につきまして、令和4年度に明らかにした繁殖雌豚のシステムを養豚経営に結び付けるための技術的課題を改善するため、大学や県と協力しまして、分娩予知の指標行動として2種類の行動が有効であることを明らかにしたところでございます。成果につきましては学会で報告し、全体的に年度計画どおり実施したということになります。

続きまして、中項目でございます。

「SDGsに配慮した畜産物生産の普及」について、こちらにつきましては評定Aとさせていただきました。

既に畜産GAPを取得している6牧場のうち、令和6年8月に更新審査を予定している奥羽牧場を除く5牧場において、維持・更新審査を受審したところ認証が確保されたというところでございます。

このほか、岩手牧場で農場HACCPの維持審査を受審し認証を確保しました。また、畜産GAP

の取得推進に向けて1牧場当たり平均4.3回の研修会等に参加しまして、人材養成を積極的に行ったというところでございます。

S D G s に配慮した家畜改良の推進につきまして、飼料利用性の遺伝的能力評価を開始するため、牛及び豚について、新たに収集したデータを追加し遺伝的パラメータの推定を行ったところでございます。

次に、持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証についてでございます。

出荷月齢26か月とする短期肥育の実証を行うため、枝肉重量関連遺伝子型を判定した肥育牛27頭のうち9頭と畜を行いまして、理化学特性や官能特性調査用の牛肉サンプル採取を行いました。

繁殖牛の肥育技術開発におきまして、再肥育期間を4、6及び8か月間の区を設けて行いまして、体重や枝肉データを取りまとめ、6か月より長くても体重の増加が期待できないこと、放牧等による牛脂肪色の黄色味は再肥育期間を長くしても改善が見られなかったこと等について情報提供を行ったところでございます。

放射性セシウム低吸収草種であるトールフェスクの簡易栽培法の実証のため、試験ほ場の収量調査等を行ったところでございます。

次に、持続可能な畜産経営実現の支援についてでございます。

畜産G A P 認証を取得している牧場での講習会やS D G s の推進のため飼養管理や繁殖管理技術及び馬等の家畜人工授精師免許取得に係る講習会など14回行ったところでございます。理解度は80%以上、修了試験の合格率100%でございました。

また、飼養管理技術等に関する動画コンテンツをYouTubeに掲載するなど、計画を上回る成果を得たというところでございます。

最後になりますが、中項目の「家畜衛生管理の改善」について、こちらは評定Bとしております。

家畜衛生管理の改善等に資するノウハウ等につきまして、専門誌への掲載、講師派遣、ホームページによる情報発信に積極的に取り組みまして、情報提供を30件実施したというところでございます。

このうち、十勝牧場につきましては、野生動物対策の取組として、トレイルカメラを用いた野生動物侵入状況の把握とその対策を道内関係者が参加した発表会、セミナー、こちらの方で紹介しまして、また岩手牧場におきましては、農場H A C C Pを取得しておりますので、その紹介と乳房炎対策について県獣医師会の講習会等で講演を行ったというところでございます。

早口で大変申し訳ございません。

大項目の1と2につきまして、御報告させていただきます。

○和田畜産技術室長 それでは、ただいまセンターより説明のありました1「全国的な改良の推進」

及び2「飼養管理の改善等への取組」に係る質疑、意見交換を行いたいと思います。

委員の方、どなた様からでも結構ですので、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○野村委員 野村の方から。

「遺伝的能力評価の実施」というところは、自己評価ではSが付いている中項目ですか。今、御説明いただいた中でAではなくてあえてここをSと評価したことの根拠がちょっと私は見えなかったんですけれども、よろしければ説明していただけますか。

○和田畜産技術室長 あえてAではなくてSという評価の。

○今崎改良部長 遺伝的評価につきましては、センターとしまして評価の方を実施するという取組は通常やっているというところがございますけれども、その中で、特に乳用牛についてですけれども、今、国産の種雄牛の利用率、こちらがそれほど大きくなく、輸入の精液が多く使われているというふうになっております。

その中で、やはり現場の改良に携わっている方々が、やはり国内の種雄牛をしっかりと使っていかねばならないという意識の中で、センターとしてどのような取組ができるかというところを関係者の中で議論をさせていただいているところでございます。

その中で、雌のゲノミック評価ができることになりましたので、そこで信頼度が一気に向上して、ヤングサイアをゲノミック評価で選抜できるような体制を作ったというところでございます。これらの取組によって改良が4年ほど早められるというところで社会的貢献は非常に大きいというところに携わっているというところでございますので、S評価というふうにさせていただきました。

○犬塚理事 補足、よろしいですか。

多分、目標自体がはっきりと分からないということからの質問だと思いますが、これは横の表の資料4-1、今のところでしたら14ページをまず見ていただいて、その真ん中の欄に「年度計画」というところがあると思います。そこに具体的などという牛に改良するとか評価を何回以上やると書いてあるのですが、この内容が、年度計画として基本的に実施することとなっています。これができていればB、これ以上の取組をしていたらAという評価になっています。

今のところの評価においては、公表の数からすればAというイメージなんですけれども、インターブルのこととか、ヤングサイアを作るということは、かなり将来的な目標を関係者の皆さんの協力を得て、前倒しで実施したので今回はS評価として出させていただいています。

○野村委員 分かりました。もう一点、同じようなことなのですが、「家畜衛生管理の改善」というところなんですけれども、ここだけが自己評価ではBとなっていたと思いますが、それで間違いないです

ね。中項目の、ということですが、ここも同じく後のところがA、あるいはSなのにここだけあえてBとされたということの理由とかが分かれば、御説明いただきたいんですけども。

○今崎改良部長 こちらにつきましても、先ほど年度計画というところがあるかと思いますが、33ページになります。

こちらの方の年度計画におきまして、真ん中ぐらいの左側にありますけれども、センターにおける野生動物対策や防疫ゾーンの設定における衛生管理区域における防疫対策や農場HACCPの取組、ノウハウ等につきまして、講習会の開催、ホームページによる情報提供をおおむね30回以上行う、というふうに書いてございます。

また、国や都道府県が行う防疫演習への参加、そういったところも積極的に参加、協力するというところの中で、実績としましてはそういったところを着実にクリアしたということでB評価とさせていただきます。

○野村委員 Bで計画どおりということですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○片桐委員 ちょっと質問という形になるかと思いますが、まず資料4-1の10ページになりますけれども、豚の1腹産子数の記述がありまして、これは家畜改良増殖目標、前回、令和2年のところでは産子数の記述がなくなったと思うんですよ。これについてはその前の平成27年の10年の部分でやられているのかなと思うんですけども、この後は令和2年のやつになって、今度3月にまた出ると思うんですけども、1腹当たりの産子数という部分についてはちょっと海外のやつと追いつこうというような、そういう取組は入ってこなくなるんですか。

○犬塚理事 立場的には家畜改良増殖目標の策定なので農林水産省になるかと思いますが、我々も関係者の方と意見交換していると、産子数も増えると、今度は肉質とかの話もあり、生存率も下がってくるので、本当の産子数だけの目標でいいのかという議論は生産関係者からお聞きしているところです。

○片桐委員 産子数というか要するに肉として出荷できた頭数を増やすというのはベースの頭数が今のままだと、日本の頭数だと海外のやつには追いつきようがないのかなと思って、そこを品質というところに振るのか、品質だけではなくて数もやるんだよということなのか、その辺を伺いたかったんですが。

○犬塚理事 その点は今後の議論になると思いますが、産子数だけを求めるのではなくて、事故率の低減とか生存率とか、結局最終的に今おっしゃられるように生産、肥育して出荷される頭数の全体を増やしていこうというイメージになるのではないかと考えています。

○片桐委員 最近見ると、1腹で生存できないのが1. 何頭くらいしかないという状況なので、そこを改善するというのはもう技術的にかなりいいところまでいっているのではないかなと思って、そうすると排卵率とかその辺のところをいじらないと、生産の効率は上がらないんじゃないかという話をよく養豚の方からは聞くので方法をどちらにするのかというのはちょっと興味があって伺いたかったことです。

○富澤畜産振興課長 片桐先生の御指摘については、今、養豚関係者、農家の方や食肉の関係の方、消費者の関係の方も含めていろいろお話を伺っているところでございます。御指摘のとおり繁殖性が良い海外種豚ですと繁殖性がいいということですし、国内、今まで改良してきた部分については肉質の面では優秀だということで、現場の方でもいろいろな意見があるというふうにお伺いしていますので、御意見を踏まえながらこの後、時期はちょっとまだはっきりしませんけれども、検討するということになるかと思います。

○片桐委員 もう一点なんですけれども、多分21ページで、同じようなことが18ページにもあるんですけれども、リスク分散をするということで複数の場の種畜をとということです、去年のここの会議でも出たと思いますけれども、新冠牧場が今、雄を入れてないという状況で、この後、新冠牧場にも雄を入れて、要は岩手に集中しているものを分散するというようなところというのはまだ決定というかそういう方針はまだ決まってないのでしょうか。

○今崎改良部長 新冠牧場につきましては、ヨーネ病対策ということで、一旦オールアウトしたところでございます。先般、鹿対策としまして圃場にフェンスを設置して鹿が入らないように対策をしたところでございます。それで2年経過したというところで、その間、生草ですとか乾草ですとか、どういう状況かというのはモニタリングしているところでございますが、2年たちましたので新冠牧場でも別途有識者会議を立ち上げて、有識者の意見を聞きながらという前提でございまして、今回、給与試験をしております。

それで、岩手から管理換した牛に給与試験、牧場で生産した草を食べさせて問題ないかというところの確認を今しているところです。それにつきましては、年内に結論が出るというところで、それがしっかりと清浄性が保たれているというか、問題なしということであれば、牧場で生産された飼料を使った飼養管理ということが可能になりますので、そこからしっかりとした雌牛の整備をしていきたいと考えております。現在では85頭、牛の方は管理をしているというところでございます。これを増やしていきたいというふうに考えております。

○片桐委員 雌牛が入っているというのは前回も聞いたんですけど、雄を導入する予定はあるんですか。

○今崎改良部長 雄につきましては、今のところまだそこまで至っておらず、まずは雌牛の基礎雌を新冠牧場としてしっかりと整備していきたいと考えております。

○片桐委員 将来的には岩手と新冠ということではあるんですね。

○今崎改良部長 雌につきましては、新冠と岩手の方でという形になります。

○片桐委員 いや、種雄牛。

○今崎改良部長 種雄牛の方は基本的に十勝の方となりますが、種雄牛の生産は岩手と新冠の方となります。

○稲葉委員 御説明、ありがとうございました。どれということではなくて、基本的なところで確認をさせていただきたいことがありまして、この評価が目標値との比較なので、結構目標値は大事な指標だと思うのですが、目標値の設定自体はどういう目線で決められているのでしょうか。基本的な質問で恐縮なのですが、改めて確認させていただければと思います。

資料4-1の横の表を見ると、達成目標と基準値があって、達成目標と基準値との関係というものも御教示いただければということと、この目標値というのは基本的にこの中期期間中は変えないものなのか。例えば、目標を設定して、それをかなり上回っている傾向が続いているとすると、目標値自体を引き上げるというようなことは行われているのかどうか、その辺を教えていただければと思います。

今更の質問で恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○松本企画調整部長 今、御質問がありました達成目標という、いわゆる目標値につきましては、法人の中期目標に基づいておりますが、それがそもそもいわゆる家畜改良増殖目標に基づいての設定でございますので、その家畜改良増殖目標で示されている水準、それを目標という形で大体設定してございます。

今、御質問がございました表の基準値といいますのは、今回でいいますとこの令和3年度からの5年間で今の計画期間でございますが、その計画期間の始まる前の年の数字を基準値という形で置いております。ですので、ここに出ている基準値というのは令和2年度のときの状況はこうだったと。その後、今回の計画期間中の実績をこの3、4、5、6、7年度という形で記載をしていくという形にしております。

家畜改良増殖目標なりが、目標のベースとなつてございますので、目標値自体はこの5年間の間は一定ということになってございます。ただ、その間の成果を踏まえて、次の家畜改良増殖目標がまた設定されていくということになりますので、この5年間の成果を踏まえたものが次の計画期間の目標値にはなっていくというふうに我々は理解しているところでございます。

○犬塚理事 補足なんですけど、基本的に今の路線なんですけれども、絶対目標を変えないかといった

ら、そうではなくて、例えば28ページを御覧いただきたいんですけども、その年度計画では特にセンター独自で決めているような目標計画を変えることになると思いますが、年度計画の最後の2行で、またGAP取得に向けた研修会等を1回以上受講し人材の育成を図る、と書いてありますが、これは最初の当初に立てた目標でした。

ところが実際の2番の主要な経年データを見ていただくと、達成目標は1回以上、令和3年度が37回、次が51回、54回、かなり受けていて、これを1回というのにたくさん受けているので目標を達成している。なので、令和6年度の目標は変更して各牧場で1回以上というふうに、そういうふうな発展をしながら変えているところもあります。

○和田畜産技術室長 木村委員、何かありますか。

○木村委員 特に雌牛ホルスタインについてはゲノミック情報が充実して、これなんか10大ニュース、家畜改良センターのを見ると、ヤングサイアの精液を実際に出しているということで、その情報提供という意味だけではなくてこれを実践されているということで、大変な成果だと思って、維持費が掛かるわけですので、早期に評価できるという意味では大変素晴らしい成果だと思っておりましたので、御説明いただいたところの評価については異存ございません。

ちょっと教えていただきたいんですけども、増体の御説明があったと思いますけれども、増体量の指標をSNPでいろいろ取られていると思いますけれども、これは子牛のセレクトというか子牛の何かしらの指標、食い込みとか体型とか、そういうものとの連関はどうなっているんだろうかという、そこら辺で何か情報があったら教えていただきたいということと、それからもう一つ、黒毛と肉用牛については黒毛と褐毛和種についての改良の話があったと思いますが、私は、東北にいるものですから、日本短角も肉用牛で、赤肉ですけども、こちらの改良というか大分細ってきていると思うんですけども、そちらの系統維持もなくなったような話もちょっと聞こえてきたりしましたので、その種の保存という意味で改良センターでは短角の関わり方というかそれはどういうふうにされているのかなと思いました。

以上、2点でございます。

○今崎改良部長 子牛の段階ですと、体格の方を表現型として見るのはちょっと難しいというのは現場からも言われていますので、やはりゲノミック評価、そういったところを使った評価を基本に改良の方を進めているということになります。

あとまた、短角の方ですけども、やはり関わり方としましては、動物の遺伝資源の保存ということで、黒毛和種の希少系統ですとか、褐毛もそうですが、その中で日本短角もセンターとしては取り組んでいるという状況であります。

○木村委員 最初の質問はいろいろな指標と実際の子牛の段階での何かしらの表現型と関係あったりするんでしょうかという質問でした。

○犬塚理事 プラスチックの参考資料の7ページ、8ページ、その7ページの解説の第2段落、「また、」というところがあって、しばらく読んでいくと、「直接検定時の1日当たりの生体の増体量がおおむね7.3グラム以上」と書いてあって、直接検定は黒毛の場合はやっていて、それで上の方にちょっと書いてあるんですけど、ゲノミック評価では新たな形質である脂肪酸組成の評価をして選抜に用いています。SNP検査とかで実施しています。

それと8ページの表の「育種素材の導入実績」とか書いてあるんですけど、ここでセンターとしては希少系統の血統を定めて、そのある程度のパーセンテージを持ったものを作っているのも合わせて選抜をしています。

○木村委員 子牛を買うときに、そういうのが指標になれば、農家さんもいいのかなと思ったので、ちょっとお聞きしました。

○和田畜産技術室長 よろしいですか。また、最後に全体を通した意見を頂く場もございますので、取りあえず先に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、3「飼料作物種苗の増殖・検査」から5「家畜改良増殖法等に基づく事務」まで、センターより説明をお願いします。

○今崎改良部長 引き続きまして、大項目3「飼料作物種苗の増殖・検査」、こちらにつきましては、全体評定をAとさせていただいております。

中項目「飼料作物種苗の検査・供給」について、になりますけれども、こちらは評定Aにしております。

国際種子検査協会(I S T A)ですけれども、今年度の技能試験におきまして、4項目の個別評価全て「優良技能」というA評価を得ることができました。また、3年ごとに課されるI S T Aの監査におきましては、「本質的な不適合として是正すべき点」は「無」ということで、過去にない極めて高い評価により認定ステータスを維持したところでございます。

また、国際規程に基づく高度な種子の検査技術の普及を図るため、民間企業の種苗検査担当者を対象とした検査手法の技術指導を行いまして、国内民間業務における飼料作物の種苗種子及び自給飼料の増産に貢献したというところでございます。

続きまして、国内育成優良品種の原種子の増殖・在庫の確保について、あらかじめ関係団体等から情報収集を行いまして、需要に即した計画的な生産を行うとともに実証展示に供する量の適正化を図ることによって適正な在庫を維持したというところでございます。

5 ページ目になります。

委託に応じた適切な種苗の増殖につきましては、民間の種苗業者が要望する数量及び品質を確保するための必要な面積を確保しまして、適切な管理により単収増を図ることで生産見込み数量を41%上回る種子を委託もとに供給したところでございます。

続きまして、中項目「飼料作物の優良品種の普及支援」、こちらにつきましては、評価Aとさせていただきます。

計画を大きく上回る11回の講習会を実施しまして、各講習会ともに高い理解度と満足度の評価を得るとともに、39か所の実証展示ほの設置、ホームページによる46回の情報提供を実施したところでございます。

また、令和5年度に関しては災害等による緊急の粗飼料支援要請はなかったところでございますが、夏季の異常高温下にあっても必要量の確保に努めたところでございまして、年間を通じて支援要請に十分対応可能な粗飼料を確保したというところでございます。

○藤岡技術統括役 続きまして、「調査・研究及び講習・指導」について御説明させていただきます。

資料4-1ですと、41ページからになります。資料4-3の5ページ目の真ん中ぐらいからです。

大項目の「調査・研究及び講習・指導」につきましては、自己評価をAとさせていただいております。その中で中項目について御説明させていただきます。

中項目の「有用形質関連遺伝子等の解析」についてはS評価とさせていただいております。この中には小項目が二つあります。一つ目は、育種改良につなげるために牛、豚、鶏、それぞれセンターで保有している育種集団の遺伝子の解析を行っております。乳用牛の疾病抵抗性、繁殖性、肉用牛の食味成分、飼料利用性、それから豚の産肉能力・繁殖能力、また鶏の雌雄鑑別ができるようにするための羽性等について、関連する新たな遺伝的多型の検出、他形質への影響の検証など、計画を上回る成果を得たとしております。

二つ目の小項目、こちらが特にS評価についての主要な部分になってきますが、牛の受精卵の評価手法についてです。体外受精卵から採取しました少数の細胞からDNAを解析できるような手法を検討しております。細胞が二つに分かれたところから採ってきた二つの胚盤胞での形質のゲノム育種価を示せる可能性に加えまして、8細胞期の中から細胞を1個採ってきたものからも形質のゲノム育種価を示せる可能性を示しました。

また、その細胞を1個取ってきたものと残り7個の細胞からはそれをそのまま胚盤胞まで発育させまして、移植して生産した子牛と細胞1個の枝肉6形質についてのゲノム育種価の相関を初めて明らかにしました。

さらに、若齢牛、8か月齢の経膈採卵手法においては、令和6年度に改良しました卵胞発育処理法による卵子採取法により、採取卵子の品質が向上する可能性を確認いたしました。成果の一部につきましては複数の学会・研究会への発表や関連会議にて講演するとともに、そのほかの成果においても専門雑誌の特集号における解説記事などが掲載されまして、学会・研究会へ発表するなど、計画を大きく上回る顕著な成果を得たとさせていただいております。

続きまして、中項目の「食肉の食味に関する客観的評価手法の開発」です。こちらはA評価とさせていただきます。

牛肉につきましては、筋肉内粗脂肪含量をそろえたロースにおいてコザシとアラザシの区分に分けて、肉質を比較しました。その結果、「やわらかさ」及び「多汁性」においてコザシの方が高いという結果が示唆されました。

豚肉におきましては、一価不飽和脂肪酸と多価不飽和脂肪酸の含有量を一つに集約したM/P比というものを指標として検討した結果、M/P比が高い豚肉についてはおいしい側の指標である「甘い香り」が強くなり、おいしくない側の評価値になります「酸化臭」や「オフフレーバー」とかが弱くなるということが示されました。

それから、黒毛和牛肉につきましては、いわゆる豪州産WAGYUと比較・研究をしております。ウチモモである半膜様筋の部分において、硬さの指標となりますせん断力価と加熱損失が日本の黒毛和牛肉の方が有意に低いということを示すなど計画を上回る成果が得られたとしております。

次の中項目「豚の受精卵移植技術の改善」についてはAとさせていただきます。

豚につきましては、そもそも採卵に外科的手術が必要になります。仰向けではなくて横向きで施術が可能な左右の下臍部、いわゆる脇腹から反復採卵を実施しても影響が認められないことを示しました。

また、胚日齢5日目において子宮灌流範囲を限定しても高い受精卵の回収率を得られることを見いだしました。さらに、採卵補助器具、手術の補助器具の改良を行いまして、衛生的な子宮灌流を可能とするとともに、新しい改善点を明らかにしました。これらの成果は学会発表するとともに、そのほかの成果につきましても学術誌・専門雑誌に論文・記事が掲載されるなど、計画を上回る成果を得られております。

続きまして、「知財マネジメントの強化」については、こちらはBとさせていただきます。

知財マネジメントは、「知的財産に関する基本方針」の中で、「知的財産のマネジメントに係る基本方針」というものを作って、そこに基つきまして、単独特許につきましては独立行政法人工業所有権情報・研修館というところが運営いたします「開放特許情報データベース」に掲載するなどして情

報提供を行うなど、通常の業務をしっかりとこなしたということでBとさせていただいているところ
です。

○松本企画調整部長 続きまして、6 ページの一番下の丸の部分でございますが、これは中項目の
「講習及び指導」に当たる部分でございます。この部分につきましては、A評価としているところで
ございます。

センターでは、中央畜産技術研修、都道府県からの依頼に基づく個別研修、J I C A の依頼に基づ
く海外技術研修などを実施しておりまして、これら研修の実績、あるいは成果についてでございます。

この6 ページに記載してございますのが、中央畜産技術研修についてでございます。こちらは講師
の御都合に合わせたオンラインによる講義に対応するなど、柔軟な対応を行ってきた中で、5 年度は
前年度を超える600名の参加が得られました。個別研修についても依頼に適切に対応してきたところで
ございます。

こうした結果、アンケート調査によりますと中央畜産技術研修につきましては、95%超の理解度、
満足度が得られまして、また個別研修につきましても同水準の理解度が得られてございます。ともに
目標を上回る結果というふうになってございます。

次の7 ページのところでございますが、こちらは海外技術協力研修につきましてでございます。

コロナ禍を経まして、5 年度は4 年ぶりに長期訪日研修という形で、「S D G s に配慮した包括的
な畜産振興の取組」をテーマとした研修を開始いたしました。

センターの岩手牧場等での実習、外部視察など充実したカリキュラムに加えて、研修参加者には
研修開始前のレポート、研修の最後には自国の課題解決のためのアクションプランの作成、発表を
してもらうという取組も行なうなど、極めて実践的な研修となるように努めたところでございます。

その結果、こちら目標を上回ります全員から講義に満足し、内容も理解できたとの評価を得られ
ました。

以上の実績を踏まえまして、こちら中項目「講習及び指導の評価」はAとしたところでございます。

○今崎改良部長 続きまして、大項目の5 になります。

「家畜改良増殖法等に基づく検査」、こちらにつきましては、全体評価Aとさせていただいており
ます。中項目の「家畜改良増殖法に基づく事務」、こちらにつきましては評価Aとさせていただいて
おります。

5,890頭の種畜について、種畜検査を実施しまして、その結果を農林水産大臣に報告いたしました。
目標は100名ですけれども、それを上回る163名の種畜検査員を確保しております。引き続き、種畜検
査員を確保するための研修会や種畜検査を的確に実施するための種畜検査員に対する講習会を開催し

たというところでございます。

また、デジタル技術を活用した種畜検査に向けて見本動画の作成等と併せまして、種畜検査制度の運用の見直しを行い、都道府県及び種畜検査員に対する説明会を行いました。

そのほか、家畜人工授精所への立入検査に対応するため、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を目標20名に対しまして、それを上回ります42名を確保するとともに、検査員確保のための講習を実施しました。

農林水産大臣の指示に対応するため職員に対する講習を行いまして、38件の立入検査を実施したというところでございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページでございます。

中項目の「種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査」というところでございます。こちらにつきましては、評価Bとさせていただきました。

種苗法に基づく飼料作物の指定種苗検査につきましては、1,173点について実施しまして、検査の結果を農林水産大臣へ報告したところでございます。

また、立入検査等を着実に実施するために、講習会の開催を通じまして、検査等に必要な能力を有する職員を14名確保したところでございます。遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、通称カルタヘナ法と言われているものですが、カルタヘナ法に基づく立入検査の指示は今回は無かったというところでございますが、講習会等を実施しまして立入検査等の能力を有する職員を15名確保したというところでございます。

3、4、5につきましては、以上でございます。

○和田畜産技術室長 ありがとうございます。

これよりセンターから説明のありました大項目3から5に係る質疑、意見交換を行いたいと思います。

御意見等がございましたら、よろしくお願いします。

○木村委員 それでは、有用形質関連遺伝子の1細胞でゲノム評価するという、その部分なんですけれども、具体的に精度の説明、数字で何かもしございましたらお願いします。

いい成果が出たというのは分かるんですけれども、具体的な精度的なところは。

○藤岡技術統括役 恐らく細胞と牛で相関があったという部分についてだと思いますけれども、8細胞期から採ってきた1個の細胞の残りの7細胞については胚盤胞まで育てて牛の生産をしております。

この時点までで子牛が7頭生まれていまして、その1細胞からのゲノム情報と子牛の血液から採ったもののゲノム情報を比較することができました。

7例のうち判定されたSNPの遺伝多型がどれだけ同じかという部分では両者一致度は88%、プラスマイナス11%くらいでした。7例のうち6例ではおおむね80%以上、最高値は98%、1細胞と実際の子牛とのSNP情報が一致するということになっています。ただ1例だけ60%くらいということで、ちょっと低いものもあって、やはり1細胞だけですと細胞の数が非常に少ない、遺伝子の量が少ないものですから、やはりもう少し工夫をしていくところは必要かなというふうには思っていますが、大変大きな成果だということを鑑みてS評価にさせていただいています。

○野村委員 今と同じところの質問なんですけれども、まず私はこの技術を完全に理解しきれないですけれども、要は子牛が生まれたときにSNPを調べて、ゲノム育種価で評価して、その子牛の将来的な能力を予測するというのが従来だったと思うんですけれども、今ここに開発しようとされている技術というのはもっと進めて受精卵の段階で、この卵から発育する個体は牛になったときに能力的にはこれぐらいだということで淘汰しようとか、あるいはこれは選抜して卵移植して牛を作ろうという、受精卵の段階まで進めてというか、遡って選抜が可能になるということがこの技術の一番のポイントとなるということですか。

○藤岡技術統括役 はい、そのとおりです。

○野村委員 分かりました。

それで、先ほど木村先生が質問されたところで答えが私にはちょっとよく理解できなかったんですけれども、細胞1個から採り出すDNAの情報というのは例えばここであるその細胞の残りの細胞から作った子牛から採り出したDNAの情報とやはり一致はするのは一致するんでしょうけど、情報量としては細胞1個の方が情報がうまく得られない部分があるということですか。

○藤岡技術統括役 そうですね。子牛の方は血液からDNAを抽出するので、そうすると体細胞で1,000個以上あって、やはりDNAの情報は非常に多いんですけれども、細胞1個ですので、やはりどうしてもうまく読み取れない部分とかが出てきているというのが今の現状です。

○野村委員 分かりました。将来的にはこの方法が実用化されるにはその部分、細胞1個からしっかりと情報が得られるような方法が必要になってくるという理解ですか。

○藤岡技術統括役 そうですね。そのところをもっと正確度が高くなるようにというところを高めていきたいというふうに思っています。

○野村委員 分かりました。ありがとうございます。

○片桐委員 二つなんですけれども、一つはちょっとこれは私が勉強不足なんですけれども、57ページのところで、種畜検査を動画でという記述があるんですけれども、具体的にはどういう形で、種畜検査全体がもう現地に行かなくてやれるという、そういう方向を目指しているんですか。

○今崎改良部長 デジタル受検という形で動画を撮っていただいて、現畜を見なくても種畜検査の受検ができるようになりました。それですので、そういったデジタル受検が円滑に行われるように、説明会等を開いたというところでございます。これまでは、豚においては、豚舎には入れないということで、中で撮ってきてもらい対応していました。実際には現地に行ってやっていたところですけども、今回は豚に限らず種畜検査の中でデジタル受検が可能になったというところでございます。

○片桐委員 もう一つは、オーストラリア産の和牛と国内産のものの比較をしたということなんですけれども、当然国内産のものでもばらつきがあると思うんですが、そのばらつきの中の一部に入るような形だったのか、もう全然違うということなのか、ちょっとその辺を教えていただければと思うんですけれども。

○藤岡技術統括役 このプラスチックの表紙が付いている資料の140ページのところを見ていただくのが分かりやすいかと思うんですけれども、140ページのところにグラフが入っています。ここで見ていただくと分かるように、「やわらかさ」から「多汁性」、総合評価まで、それぞれの平均値と標準偏差が出ていますが、風味の強さのところ以外は有意差がしっかりと出ていて、やはりかなり違うものなのかなというふうに結論が出たところです。

○片桐委員 標準偏差なんですね。

○藤岡技術統括役 そうですね。偏差の部分が出ています。このひげのところである程度の幅も示させていただいています。数字の平均値とばらつきとが示されている図になっているんですけれども。

○片桐委員 標準誤差ではなくて標準偏差ということですよ。

○藤岡技術統括役 すみません、標準誤差です。

○片桐委員 標準誤差、分かりました。

○稲葉委員 御説明、ありがとうございました。基本的に評価について違和感があるわけではないですが、AとSの線引きはどういうところなのかお伺いしたいのですが。今の資料4-3でいうと、4ページ目の3番の飼料作物種苗の増殖・検査というところで、一つ目の丸のところでI S T Aの監査で、「本質的な不適合として是正すべき点はない」ということの評価で、過去にはない極めて高い評価を受けて認定ステータスを維持したというコメントがありまして、これはすばらしいことだと思います。5ページ目の一番上の項目についても委託に応じた種苗の増殖について41%生産見込み数量を上回る種子を提供できたというすばらしい成果が書かれているのですが、これが中項目で自己評価でAで、Sではないのは何故なのでしょう。教えていただければと思います。

○今崎改良部長 こちらの種苗作物の種苗の増殖検査につきましては、小項目としては三つございます。それぞれ評価の方はさせていただいているんですけれども、二つ目の国内育成優良品種の原種子

の増殖、在庫の確保、こちらにつきましては年度計画どおり実施したということでB評価にしております。そうするとやはり三つの中で一つBということになりますので、全体のこの中項目としましてはA評価としたところです。

○稲葉委員 ありがとうございます。

○和田畜産技術室長 よろしいですか。

それでは、ちょっとここで一旦休憩をはさませていただきたいと思います。

10分ほど休憩を取らせていただきたいと思います。ちょっと半端なんですけれども、3時5分から開始ということでよろしくお願いいたします。

午後2時52分 休憩

午後3時03分 再開

○和田畜産技術室長 では、おそろいですので、若干早いですが、再開をさせていただければと思います。

それでは、三つ目、最後のパートになりますが、6「牛トレーサビリティ法に基づく事務」から最後の「その他業務運営に関する重要事項」まで、センターより説明をお願いします。

○河内野個体識別部長 それでは、個体識別部長の河内野でございます。私から資料4-3の8ページ、資料の4-1でいきますと、59ページから67ページまでになります。大項目でいきますと、「牛トレーサビリティ法に基づく事務」ということで、これについて説明させていただきます。

まず、中項目の「牛トレーサビリティ法に基づく事務」についてでございます。

トレーサビリティ法に基づきまして、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成等に関する事務を的確に実施してきたところです。また、牛の管理者から各種届出の内容につきまして、誤りがありエラーデータとなった場合には、地方農政局等が指導し解消することとなっておりますが、と畜に関するエラーにつきましては、牛肉の流通の緊急性に鑑みまして、牛の管理者及びと畜者等に対してセンター自ら事実確認を行いまして、エラーの解消を積極的に取り組んできたところでございます。

次に、牛の耳標に関する取組でございます。

次年度に使用される牛の耳標につきましては、農林水産省からの依頼によりまして、耳標の規格が基準に適合しているかどうかという審査をセンターで行っているところです。また、耳標の管理につきまして、牛の管理者からの要望に応じまして、都道府県内で耳標の管理者の変更を行うとともに、離農した農家の耳標をほかの農家に有効活用していただけるような処理、取組を行っております。さらに、都道府県内におきまして、耳標の管理者の変更の業務を行っているところなんですけれども、

その業務の省力化を図るために、地域の単位でブロックを作りまして、そのブロックの中で耳標の管理者の変更の手続を自動的に行える仕組みを構築しまして、一部地域での試行を経まして、昨年、令和5年12月からは北海道全域で、14地域拠点と31所属団体拠点となるんですけども、こういった拠点を設置して取組を拡大してきたところです。このほか、牛の個体識別番号検索サービス、ホームページの広告欄を活用しまして、牛の管理者等への届出内容の確認の周知ですとか、畜産振興に関する施策の周知等に取り組んできたところです。

続きまして、国内における家畜伝染病の発生時等におきまして、農林水産省からの緊急検索の依頼に速やかに対応するために、常時、検索要員を確保しますとともに、机上演習等を年2回実施して、緊急検索体制を適切に維持してまいりました。また、農林水産省におきまして、本年4月に、BSE防疫指針を変更するために昨年の段階で作業が進んでおりましたので、これを踏まえまして緊急検索システムにより提供しますデータの変更点等を整理するとともに、緊急検索システムの作業マニュアルの見直しを行ったところです。さらに、農水省からの依頼を受けまして、東京電力福島原発周辺市町村の牛の移動情報等を報告するなど、計画を上回る成果が得られました。

ここまでの「牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施」の業務になりますが、全体として計画を上回る成果が得られたとして、評価Aといたしました。

続きまして、9ページからでございますが、中項目「牛個体識別に関するデータの活用」についてでございます。

牛個体識別台帳に蓄積されたデータについて、同意を得ました農家8,815件分の情報を全国版畜産クラウドに継続的に提供するとともに、令和5年度からは、この畜産クラウドの利用を拡大していこうということで、新しく利用を希望される団体さん等と積極的に利用開始に向けて打合せを行うなど、対応してきたところでございます。また、畜産クラウドにおける牛個体識別情報活用の基盤であります牛個体識別電算システムの機能強化に取り組むとともに、畜産関係団体へアンケート調査を行いまして、今年度から開始することになっておりますシステムの再開発におきましての検討事項として整理して、このアンケートの結果をまとめたところです。

続きまして、全国畜産団体向けのオンラインによる情報提供についてです。

利用団体の要望に応じましてシステムの改修等を行いますとともに、関係団体と意見交換会を行うなど、システムの安定稼働と円滑な情報提供に取り組んでまいりました。また、各種補助事業の要件確認等のために、牛個体識別情報の利用申請が最近増加しているわけですけども、令和5年度につきましても、国、地方自治体、農協等が新たに取り組む事業に係る情報提供にも対応しまして、年度合計で1,530回のデータ提供を行いまして、補助事業の適正な実施に貢献してきたところです。こ

これらの情報提供に当たりましては、牛固体識別全国データベース利用規程を改正しまして、電子メール等によります申請を可能とすることによりまして、利用申請を効率よく受理して処理するといった改善にも取り組んでまいりました。

これらのことから、計画を上回る成果を得たと評価いたしております。

最後に、システムの関係でございますが、複数年の事業でシステムの再開発に取り組むということになりまして、令和5年度、昨年度が初年度でありました。このため、新たに個体識別部内にプロジェクトチームを編成しまして、業務担当者へのヒアリングを繰り返し行い、業務の詳細な内容を洗い出した上で、これまで手作業で行っている業務のシステム化などの課題解決に向けまして、次期システムの要件及び再開発計画を策定いたしました。また、当初事業計画にはなかった取組としまして、先ほど情報提供のところでも触れましたが、畜産関係団体へのアンケート調査を実施しまして、今年度からの再開発実装において対応を検討する事項として取りまとめております。

さらに、畜産農家さん、牛の管理者さんが牛トレーサビリティ法に基づく届出を行う段階での改善にも取り組んでおりまして、この届出のために利用していただいている届出ウェブシステムにつきまして、エラーチェックを届出の入力時にリアルタイムでお知らせして、エラーを少なくするというような改善をするといった機能強化に向けまして、既存のシステム調査をした上で、新たな取組としてこの新しいシステムの検証環境を構築いたしまして、部内の職員ですとか全国の地方農政局の職員の方々にもテスト操作をしていただき、それにより得られた意見等を踏まえまして、実効性を確保した次期システムの要件等の作成を行いました。

続きまして、最後に、9ページの下から10ページにかけてになりますが、情報セキュリティ対策としまして、システムの安定稼働確保のため、打合せにおいて問題に発展する可能性のある事象を確認しまして、これらに係る予防対応に継続的に取り組んでまいりました。

これらのことから、計画を上回る成果を得たと評価いたしました。

以上のことから、中項目「牛個体識別に関するデータの活用」の全体評価をAといたしまして、さらに、先ほど御説明しました中項目「牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施」の評価Aと合わせまして、大項目の評価をAといたしました。

以上でございます。

○松本企画調整部長 続きまして、7「センターの人材・資源を活用した外部支援」、こちらは業務部門の最後の大項目となります。資料4-1でいえば、69ページからとなります。

こちらの大項目につきましては、三つの中項目がぶら下がっております。この資料4-3の10ページの一つ目の丸が、一つ目の中項目「緊急時における支援」についてになります。

センターでは、常日頃から緊急時の職員派遣要請に備えているところですが、5年度は高病原性鳥インフルエンザの発生4例に対しまして、派遣要請に応じまして職員延べ26名を派遣をいたしました。この中には土日はもちろん、正月の対応も含まれておりますが、各牧場を含めた役職員の理解・協力の下、業務の調整はもちろん、御家庭での予定変更など、難しい調整を行った上で、速やかに対応できたものでございます。

こうしたことを踏まえまして、こちら中項目につきましてはA評価としてございます。

二つ目の丸が、中項目「災害等からの復興の支援」に当たる部分でございます。

センターでは災害等からの復興に必要な資材を備蓄をし、日頃から点検等を行っているところです。こうした中、5年度は、令和6年1月1日に発生をいたしました能登半島地震に対して、年初ということに加えて、折からの運送業界の人手不足等もございまして、相当な苦勞ございましたが、各方面と粘り強く調整を行い、石川県に向けて順次、発電機でありますとか水タンク等を迅速に搬出をし、復興支援に貢献をいたしました。また、各牧場の粗飼料支援可能量を調査するなどの対応も行ったところでございます。

以上、計画に即した対応を適切に取ったといったことから、当中項目はB評価としてございます。

三つ目の丸が中項目「作業の受託等」でございまして、こちらにつきましても計画どおり進めたところでございまして、Bというふうに評価をしてございます。

以上のとおり、A評価の中項目が一つとB評価の中項目が二つといったことから、この大項目の総合評価はBとしてございます。

○山田理事 続きまして、総務担当理事の山田でございます。私からは、総務関係の残りの大項目三つについて御説明をさせていただきたいと思います。

横長の厚い資料でいいますと、資料4-1の72ページから最後までという部分になります。説明は資料4-3でさせていただければと思います。

11ページを御覧いただけますでしょうか。

三つのうちの一つ目、業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置ということで、自己評価としましては、大項目、B、経営計画どおりに実施したという評価をしてございます。

この資料の中では三つの状況について御報告しておりますけれども、いずれも計画どおり実施したというような位置付けでございます。「一般管理費等の削減」、二つ目の「調達の合理化」、計画どおり実施をいたしました。

三つ目の「業務運営の改善」につきまして若干説明をさせていただきたいと思います。一番下の丸を御覧いただきたいんですが、11ページの一番最後の丸です。

PMO設置等の体制整備というところがございまして、これはポートフォリオ・マネージメント・オフィスと呼びますけれども、組織全体の情報システムの管理・運営を行う組織ということで、セクターに限らず、独立行政法人、今回の中期目標期間に設置が求められているものでございます。私もいたしましたし、令和5年度にPMO設置検討委員会を立ち上げまして、10月と3月に開催をし、組織体制案を検討・決定の上で、本年度6月をめどにPMO設置を行うことを確認したというのが令和5年度まで。資料の中に括弧として令和6年7月に設置予定と書いてございますが、實際上、7月1日付けで設置に関する規程を施行いたしまして、設置済みという状況でございます。

資料12ページ、次の大項目、予算、収支計画及び資金計画のところです。

予算、収支計画、資金計画ですけれども、一定の事業等のまとまりを単位とした予算、収支計画及び資金計画を策定することにより、年度計画に掲げる事務事業と予算の見積り等の対比関係を明確にするとともに、決算との比較による計画の実施状況及び計画との実績の差について把握、あわせて貸借対照表及び損益計算書の前年度比較を実施することで、主たる増減要因を明らかにしたということで、計画どおり実施をしてございます。

4番目「決算情報・セグメント情報の開示」、5番目「自己収入の確保」、6番目「保有資産の処分」ということを計画どおり実施をしてございまして、評価の方はいずれもB、大項目としては、計画どおりということで、B評価ということにしております。

続いて、13ページ目、御覧ください。

最後の大項目になります。「その他業務運営に関する重要事項」ということで、中項目が七つございます。基本的には計画どおり実施をさせていただいておりますが、14ページの4番目「情報セキュリティ対策の強化」ということがございますので、ここの部分については説明をさせていただきたいと思います。

14ページの一番下の丸です。内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターという記述がありますが、これは政府の中で、これは独法も含みますけれども、情報セキュリティを所管する部署になります。独法等に対しましても、何年かに一度マネジメント監査ということで、その組織の情報セキュリティが問題なく実施をされているかの検査が令和5年度にございました。この結果自体は翌年度、令和6年5月22日付けで通知を頂いております。

この資料には具体的な件数書いてございませんが、口頭で申し上げますと、全体で28件、改善又は推奨事項も含めて、しっかりとやりなさいという指摘をされております。このうち、13項目について、前回、令和2年度に受けた監査の指摘事項が修正をされていなかった、対応できていなかったという厳しい御指摘いただきました。改善計画の実行面において著しい問題があるという指摘がなされてお

ります。

現状で13項目が残っているということを御指摘いただきましたけれども、このうち令和5年度中に規程改正等を実施をいたしまして順次対応済みのものもある一方で、やはりどうしても財源措置が必要となるものについては、令和6年度からの取組ということになってございます。今回、この令和5年度に実施をされた監査結果に対応するものとして、農林水産省の情報セキュリティ部門の方にもいろいろとアドバイスを頂きながら、既に対応策をしっかりと整理したものを、農林水産省を通じまして内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターに提出をさせていただいております。今後、私どもといたしましては、この対応策をしっかりと実現していくということが求められているというふうに認識をしているところでございます。

続きまして、15ページ以降、5番目「環境対策・安全管理推進」、この中で一つちょっと御紹介をしたいんですが、一昨年、令和4年度に私どもの組織で、十勝牧場ですけれども、職員1名が作業中、事故で亡くなったということがございまして、それ以後、組織を挙げて労働災害防止に向けて取り組んでいるところでございます。そこが5番目の項目の二つ目の丸のところになります。労働災害防止に向けて、安全衛生推進本部で安全管理体制の再構築と安全意識の浸透・定着化のための人事評価等の追加、危険予知に重点を置いた安全教育等の内容を見直し、日常的な安全確保の取組を確実に実施する取組の追加などを柱とした、センター全体の安全対策の拡充・強化策を盛り込んだ計画を策定して、現在実施をしておるところということです。

もう二つ下の丸、下から三つ目の丸なんですが、この事故が起きました十勝牧場につきましては、自ら計画をいたしました労働安全の計画以外に、やはり他者の目から見てどうなんだという確認が必要だろうということで、安全衛生コンサルタントの方に安全衛生診断をお願いをして、実施をしていただきました。その結果につきましては、十勝牧場に限らず、eラーニングであったり、技術専門職員の将来方向に関する検討会というのをセンター内部で行っておりまして、こういった場を活用しながら、他牧場へも情報共有を行っているところでございます。

最後、16ページになりますけれども、6番目「施設及び施設の整備に関する事項」、7番目「積立金の処分に関する事項」、計七つの中項目につきましては、計画どおりに実施したということでB評価、全体の大項目として、B評価ということで自己評価とさせていただいているところでございます。○和田畜産技術室長 ありがとうございます。

今、センターより説明のありました6の「牛トレーサビリティ法に基づく事務」から最後の「その他業務運営に関する重要事項」まで、ここの部分で質疑、意見交換を行いたいと思います。どなた様からでも結構でございます。よろしくお願いします。

○稲葉委員 すみません、2点あるのですが、以前も同じようなことを御質問したかもしれないのですが、13ページ目の丸の上から三つ目のところで、「通常の内部監査実施に加えて、特別監査を1牧場に対して実施した」というコメントについて、この特別監査について、監査の目的と、どのような内容の監査かということと、この牧場はどここの牧場かということと、結果について教えていただきたいのが1点目でございます。

○矢倉コンプライアンス推進室長 内部監査の関係でございます。この特別監査につきましては、令和5年度で新冠牧場、1牧場で実施いたしました。通常の内部監査は、大きく分けまして事務的部分と業務の実施について、適正に行われていることを確認するというものでございまして、この特別監査につきましては、休業期間中の出荷事案を捉えまして、その整備されました規程に基づいて、適切な対応がなされているかを確認したというものでございます。この結果につきましては、職員への教育にいかすなど、フィードバックをして活用をさせていただいているところでございます。

○稲葉委員 対象を新冠牧場にしたのは、たまたまここを選んだということなのか、それとも何か気になる点があったからということでしょうか。

○矢倉コンプライアンス推進室長 今までは休業期間中の食用出荷事案の再発防止のため牛牧場で監査を行い確認してきましたが、今回、新冠牧場で実施したのは、乳牛の飼養、生乳の生産が再開されたことから、休業期間中で搾乳できない牛と搾乳できる牛を明確に分離しているかなど、リスク管理の観点から、しっかりと対応が取られているかどうかを確認するために行ったということでございます。

○稲葉委員 ありがとうございます。

それから、もう一点は、最後にお話しいただいたマネジメント監査結果のところ、前回の指摘事項が重ねて13件、再度指摘されたということなのですが、このようなことになった原因について、改善計画は適切に立てられたけれども実行がされなかったということなのか、あるいは改善計画も十分なものが立てられていなかったのかという点と、この監査の指摘に対してしっかりと対応しなければいけないという認識があったのかなかったのかという点と、自己評価ではB評価とされた理由について教えていただければと思います。

○山田理事 まず、前回の令和2年度に実施をされましたマネジメント監査に対して、対応策というのを策定をして提出しておるわけですが、その内容については妥当であったろうというふうには考えております。ただ、ちょっと言い訳めいた話にもなるんですが、その対応策を実施をするに当たりまして、やはりどうしても限られた人員の中でやっていたという中であって、コロナの関係でかなり業務のやり方が変わってまして、今まで経験のないようなテレワークを導入するであるとか、そう

いったところに人的資源を割かざるを得なかったということもあり、当初予定されていた部分がなかなか進まなかったということはございます。

ただし、確実に言えるのは、進捗管理を組織としてしっかりとできていたのかという部分については、やはり改善の余地は十分にあるというふうに認識をしております。今回、令和5年度のマネジメント監査の結果に対応する計画を策定しているわけですが、その進捗管理につきましては、しっかりと役員レベルも関与して計画どおりに実施する、また、計画どおりに実施できないようなことがあれば、原因は何かということをしかりと分析しつつ、必要な組織体制の強化であるとか、そうといったことも含めて対応することが必要であろうというふうに認識をしております。

そういった状況にもかかわらず、B評価というようなことではございますけれども、これ、自己評価を作った際にはまだ実はマネジメント監査の結果頂いておりませんで、そういった中でB評価というふうにはしてございますが、こういった厳しい評価が出たということであれば、農林水産省の段階で、いやいやと、これ甘いぞという御指摘もあり得るべきというか、可能性としては十分あるかなというふうに覚悟しているところです。

○犬塚理事 すみません、補足なんですけれども、B評価で出したときに、もう実際、センター組織の中ではある程度規程を改正して周知の段階に入っていて、我々としては、令和2年度の話はちょっと想定をしておらず、管理もしていなかったので分からなかったのですけれども、5年度分の指摘に対しては、ある程度規程を整備して対応していたという認識と、あと予算措置が、システムの改修のために予算が必要なんですけれども、それは将来の数年にわたって年度計画を作って、改修していこうという計画も立てていたので、5年度時点の指摘については、一部お金の関係で、できていないところもありますけれども、規程上はある程度整備していたんだろうなと思っていて、各担当者からヒアリングのときにはBなのかなということで判断して、Bで出しているということです。

○片桐委員 1点だけあれなんですけれども、耳標の品質というか、耳標自体を3社で出してきたものを審査したというような記述があるんですけれども、これは一応認証しておいて、あと実際にそれを運用するところが丸適になったものを運用するという、そのお墨付きと言ったら変なんですけれども、品質のことをやられたということでしょうか。

○河内野個体識別部長 そのとおりでございます。来年度の耳標として審査の申出というのは前年の10月の段階でありまして、そこには三つの業者が手を挙げてこられたということです。現状としまして、耳標は国のa l i c事業の支援で提供しているということもございまして、その事業で扱う耳標の入札等、そういったことの絡みがありますので、実際に使われるかどうかというのは、審査の段階では分からないということです。

○木村委員 牛のトレーサビリティの評価というのは、地方農政局がするべきところをフォローしたという点と、新しいシステムを古いシステムから移行して構築を完了したという、そういうところで、評価については異存ございません。それから、あとセンターの人材・資源活用に関しても、鳥インフルエンザの対応、それから地震ですか、対応されたということで、A評価について異存ございません。

ちょっと話が外れるのかもしれないんですけども、トレーサビリティのところなんですけど、今年の春に高病原性鳥インフルエンザが牛に感染してそこから人に感染したというのがあると思うんですけども、やっぱりああいうのがあると、現状そんなに重病にならないということで、大きな問題になっていないとは思いますが、でも、やっぱりニュースで報道されると、取りあえず消費者の方も警戒すると思うんですけども。牛のトレーサビリティに関するコマーシャルというか、そういうのを検索すると、業者向けの農林水産省とか家畜改良センターのもの、多分業者さんとか酪農家向けのいろんなフローチャート的な説明のものは出てくるんですけども、一般消費者向けのもうちょっと簡単な、安全ですよという、何かそういうものを少し準備してもいいのかなというふうに思いました。何かそういうのを改良センターのバナーというか表紙に張ったりとかすれば、広まるし、ホームページも見てもらえたりするのかなというふうに思いました。

以上です。

○河内野個体識別部長 今回の先生の御指摘は、消費者向けに安全だよというような情報ということを発信したほうがいいんじゃないかと。

○木村委員 食品のトレーサビリティって結構、多分丁寧に作られている気がするんですけども、今、牛とか牛肉のトレーサビリティを検索すると、多分、酪農家向けとか飲食店向けとか、関係者向けかな、どういう手続をしたらいいですか的なことで、じゃなくて、内容はだからかぶると思うんですけども、一般の人がどうなっているのってぱっと見たときにぱっと分かるような、何かそういうのがあったらいいのかなというふうに思いました。

○河内野個体識別部長 ありがとうございます。

センターの方では、それがすぐ安全かどうかという部分までは入り込めないというか、担保できないところはありますけれども、消費者が入手できる個体識別番号を入力すると、その牛がどこで生まれて、今どこで育っている、もうと畜されたとかという情報は提供させていただいて、そういったサービスをやっていきますよということは、いろんな場面でPRしてきているところなので、また更なる努力をしていかないといけないかなと。

○木村委員 そういった意味です。検索するという意味じゃなくて、そういうものがあるよというのをもっと広められたらいいのではないかと。

○河内野個体識別部長 分かりました。ありがとうございます。

○犬塚理事 多分、先生おっしゃっているのは、個体識別番号のバナー広告の活用ですかね。

○木村委員 でしょうか。家畜改良センターの最初のホームページにぱっとそういうのがあると、何かあったときにそこにみんな行くので、見てもらえるのかなと。

○富澤畜産振興課長 センターのホームページの一番頭のところですか。

○木村委員 そういうのにあったらいいのかなと。こういうものがありますという。それだけなんですけれども。実際に検索するとかじゃなくて。日本ではこういう仕組みが、だから食品トレーサビリティがありますよぐらいと同じような位置付けだと思うんですけれども、牛肉とか牛もこういうので管理していますよという、何かそういう……

○和田畜産技術室長 消費者向けの制度紹介ということですかね。

○木村委員 はい。何かそういうのをもう少し……

○犬塚理事 分かりました。ありがとうございます。

○木村委員 単純に出したらいいと。

○和田畜産技術室長 野村先生、何かございますか。

○野村委員 一個一個のところじゃないんですけれども、この大項目のⅡ、Ⅲ、Ⅳというところを今説明していただいたと思うのですが、この自己評価のところセンター側の方の評価は、全て大項目、中項目、今のところはB評価というふうになっているという理解でよろしいわけですね。それ、その前に説明を受けましたⅠのところの評価は、ほとんどがAあるいはSがある、Bも少しあったかなという感じなので、ちょっとトーンが違うようなふうに印象を持つんですけれども。このⅡ、Ⅲ、Ⅳという大項目のところは、Ⅰとは少しそういうふうに違ったような形の評価になるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○山田理事 評価基準が決して違うということではございません。ただし、やはり組織運営の方は、こういうことをやりますという評価をしまして、それができれば基本はBと、それ以上何かできたかというところが、今のところ具体的な内容として実績として出せないなので、結果としてBになっているというふうに御理解いただければ有り難いかなと思います。

○野村委員 分かりました。

○和田畜産技術室長 じゃ、また最後のところございますので、何かございましたら全体のところでまた御意見を頂くとしまして、ちょっと先に進めさせていただきます。

続きまして、大臣評価を決定するに当たりまして特に検討が必要と考えられる事項でございます。こちらにつきましては、資料5、横紙、2枚紙で事務局から説明をさせていただきます。事務局説明の

後に委員の皆様から御意見を頂ければと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○室賀課長補佐　よろしくお願いします。資料5です。

本資料は、特に検討が必要と考えられる事項を中項目単位でお示ししています。該当する事項の選定には基準を設けています。こちらの資料の1ページ目の上段、青文字で書かれているところを御覧ください。三つございます。①が自己評価の評定がS若しくはCのもの、②主務課として自己評価と異なる評定を付すべきと考えるもの、そして、③評定を付す上で更なる説明を求めるものとしております。

まずは、選定基準の①に当たるものから説明をさせていただきます。

同じく1ページ目、第1-1「全国的な改良の推進」の(2)遺伝的能力評価の実施についてです。資料4-1、分厚い横表では14から15ページが該当します。センターの自己評価ではS評定であり、主務課としても自己評価どおりS評定と考えております。

右にあります主務課のコメントですが、全国的な遺伝的能力評価結果について、各畜種、4回以上の公表を計画していた中、乳用牛は10回、肉用牛は5回、豚は8回、公表又は提供したこと。乳用牛について、これまでのゲノミック評価では種雄牛データのみを利用してきたが、雌牛の情報も追加したゲノミック評価を開始し、評価の信頼度を向上させたこと。また、計算方法を一部簡略化することによる速報値の提供、SNP情報を持たない雌牛について長命性に関する在群能力評価の対象の拡大を行い、評価精度の大幅な向上と情報提供の迅速化を図ったこと。

以上のことから、年度計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られたとして、S評定としております。

続きまして、2ページ、3ページ目を御覧ください。こちら第1-4「調査・研究及び講習・指導」の(1)有用形質関連遺伝子等の解析についてです。分厚い横表、評価書本体では42から45ページが該当します。こちらもセンター自己評価でS評定であり、主務課としても自己評価どおり、S評定と考えております。

主務課のコメントですが、黒毛和種の体外受精卵において、8細胞期に遺伝子解析に必要な細胞を1個採取し、残りを胚盤胞まで発育させる方法により、子牛生育に資する胚盤胞を効率的に生産できることを明らかにしたこと。また、黒毛和種枝肉6形質のゲノム育種価において、胚盤胞に加えて細胞1個においても示せることに初めて成功するとともに、1細胞とペア細胞から生産した子牛の遺伝情報のゲノム育種価において、黒毛和種枝肉6形質、全てで相関があることを初めて明らかにしたこと。これらは育種改良の加速化に資する成果であり、年度計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得

られたものとして、S 評価としております。

次に、選定基準②に当たるもの、すなわち自己評価と異なる評価をすべきと考えるものです。

4 ページ目を御覧ください。上段、第 1－7「センターの人材資源を活用した外部支援」の（2）災害等からの復興の支援についてです。分厚い資料 4－1 では 70 ページが該当します。

主務課として着目しているのは、中段の主な業務実績の概要の最後の 2 行、下線部になります。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震に係る緊急支援のため、夜間、休日を問わず、発電機等の備蓄資材を石川県へ迅速に調整し送付したことは、被災地における畜産経営の早期回復・向上に大きく資するものでした。このため、センターの自己評価では B 評価でありましたが、主務課としては、年度計画を上回る成果が得られたものとして、A 評価にしたいと考えております。また、これに伴い、大項目であるセンターの人材・資源を活用した外部支援についても、構成される三つの中項目の評価の平均点が A 評価の判定基準となったため、A 評価にしたいと考えております。

そして、最後、同じく自己評価と異なる評価を付すべきものとするものとして、4 ページ、下の段を御覧ください。第 8「その他業務運営に関する重要事項」の 4「情報セキュリティ対策の強化」についてです。

主務課として着目しているのは、主な業務実績の概要の最後の 5 行、「他方」以降の部分です。右にあります主務課のコメントを御覧いただきたいのですが、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が実施した令和 5 年度マネジメント監査、情報セキュリティに関する監査において、前回、令和 2 年度の監査における指摘事項について十分な改善が行われず、再度同じ指摘事項となっているものが多数あり、改善計画の実行面において著しい問題がある旨の指摘がありました。このため、センターの自己評価では B 評価でありましたが、主務課としては C 評価にしたいと考えております。ただし、大項目であるその他業務運営に関する重要事項については、構成される七つの中項目の評価の平均点が B 評価の判定基準のままであったことから、センターの自己評価と同様に B 評価にしたいと考えております。

なお、今回の監査における指摘事項に対する改善計画については、センターからは既に提出されております。前回の監査からの継続指摘事項は、令和 5 年度に実施した規程の改正等により大半が改善を済ませたものの、財源措置が必要となるものについては令和 6 年度からの取組となることから、可能な限り早急に、かつ着実に改善計画に対応していく必要があると考えております。

説明は以上になります。

○和田畜産技術室長 ただいま事務局より説明いたしました内容につきまして、質疑、意見交換を行いたいと思います。中項目ベースで四つございまして、自己評価 S、二つにつきましては、主務課と

してもSでよいのではないか、それから1点は、B評価したものについてA評価と上げてよいのではないかというものの、一方で、もう一点、最後四つ目は、B評価としたものについてはCとすべきということで、これらの評価につきまして御意見等を頂きたいと思います。

○野村委員　じゃ、私から。

四つありますけれども、いずれもこの今お示しいただいた対応でよろしいかなというふうに私は思っています。1番、2番についてはSということで、私も問題なくSというふうに思っております。3番ですか、3番のところも、先ほど説明を聞いた段階で、私もこれはBのところをAにしてもいいんじゃないかなというふうに感じておりましたので、A評価でいいかなというふうに思います。4番のところも、先ほど説明を聞いたところでは、ちょっとB、どうかなというふうに思っていたところもございますので、Cとなるのも致し方ないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○木村委員　私も同意でございます。

○片桐委員　私も特に異存はございませんので。

○稲葉委員　私も4点全部、全て同意をいたします。ありがとうございます。

○和田畜産技術室長　ありがとうございました。委員から頂いた意見も参考に、最終的な評価につなげていきたいと思います。

それでは、全体を通じまして御意見などございましたら、頂ければと思います。

○片桐委員　余計なことかもしれないんですけども、これ、資料が届くのが1週間前ぐらいなんですよ。今回ちょっと私、資料、以前もらっていたものを紛失したのかと思って問合せをさせていただいたんですけども、たまたま出張が続くと、1週間前の送付だとちょっと受け取れないことがありまして、ただ、この時期に来るんだよというのを事前に教えていただけると、それも対応可能かなと思いますので。1週間あれば見させていただく時間はあると思っていますので、その辺だけお願いできればと思います。

○和田畜産技術室長　頂いた意見を踏まえまして、来年以降、対応させていただきたいと思います。

○稲葉委員　本日はありがとうございました。特に私の方から追加で何かコメントというのではないですが、感想としては、毎年非常にすばらしい取組をされているなど感心、感動しております。また来年も引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○野村委員　すみません。そうしたら、私の感じたところでは、例えば暑熱耐性とか、新しい形質評価されていますけれども、こういった形質は、これからの気候変動とかいろんなことを考えて、すごく大事になる形質だと思います。もう一つは、こういう形質が測定できて分析できるデータが取れる

というのは、家畜改良センターくらいしかないのではないかなと思います。今後もセンターでしかできないようなこと、こういう形質の評価だけではなくて、例えば遺伝資源の問題とかも、これもやはり経済的な問題がありますので一般のところでそういうことをできないと思いますので、家畜改良センターの方で是非そういう事業に取り組んでいただければなというふうに思っております。

以上です。

○和田畜産技術室長 それでは、貴重な御意見ありがとうございました。質疑は以上とさせていただきます。

なお、法人が自律的なPDCAサイクルを機能させるためには、法人の内部ガバナンスの仕組みが十分に機能することが非常に重要となっております。本日はセンターの富樫監事にも御出席いただいております。業務監査を実施していただいた結果などは別途御報告を頂いておりますが、監査業務などを通じましての気付きですとか御意見などをお伺いさせていただければと思います。

富樫監事、よろしくお願いします。

○富樫監事 今御紹介いただきました監事をやっております富樫です。

今回で就任して丸3年、牧場の方も全ての牧場を1回周り、その次のサイクルに今入ってきているところでして、私も本日欠席になっております小谷監事も非常勤ということなので、なかなか常勤の監事と同じように細部にわたってまで、書類の内容の検討に至るまで監事監査をできているわけではありませんが、主に小谷幹事の方で労災を含めた労務を中心に、私の方で、一応私は公認会計士でありますので、センターの財産管理という側面で、各牧場の監査を主にさせていただいているのが実情です。

本日、こういう委員会の方にも出席させていただいて、先ほど野村先生の方からたしかお話がありました主に管理的な側面というか、ガバナンスというか、そちらの方はちょっとトーンが違うんじゃないかというようなお話もございました。こちらに提出する前に私もやはり同じようなことを考えつつ、ただ、非常に難しいなと思うのは、管理する側、あるいは何かを管理するということについて、その効果・成果を設けるのももちろん難しいですし、どうやって測定したらいいのかということについては、私、監事でこちらの方でやらせていただいている限り、何かその指標になるようなものを提案できればいいかなというふうに今考えている次第です。

今までの監事監査という形でお伝えしたいことは以上なんですけど、小谷監事も含めて新たに、令和6年度の話になってしまって恐縮なんですけど、両監事とも、新たな監事監査の取組として、若手職員との意見交換会を牧場の監査に行ったとき実施するような方針で今動いておりまして、先日も兵庫牧場の方で若手職員の方と意見交換を既に1回実施しておりまして、その内容については順次、理事長

を含め、理事の方々とも共有しながら、若手の職員が何を考えているのか、そこには何か問題点はないのかというようなことも含めて、今後、監事監査を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○和田畜産技術室長 貴重な御意見、ありがとうございました。今後ともセンターがより成果を上げることができるように、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から今後のスケジュール等について説明いたします。

○室賀課長補佐 まず、お手元にある本日の資料なのですが、こちらについては9月以降、農林水産省のホームページで公表させていただきます。8月下旬には大臣評価書の決定となります。決定された大臣評価書は、センターへ通知されるとともに、農林水産省のホームページに公表となります。また、本日の議事録の公表は9月以降の予定となっております。大臣評価書は決定後、総務省の独立行政法人評価制度委員会へ通知され、12月に点検を受ける段取りとなっております。

以上になります。

○和田畜産技術室長 それでは、冒頭にも申し上げましたが、公開する議事録につきましては、氏名を付して公表することから、御出席の皆様方には後日、御発言内容につきまして確認を頂きたいと思っておりますので、よろしく御対応をお願いいたします。

それでは、最後に、家畜改良センターの入江理事長から御挨拶を頂きたいと思っております。

○入江理事長 本日は、令和5年度の業務実績評価のために長時間にわたり熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございます。家畜改良センターを代表しまして、御挨拶をさせていただきます。

令和5年度につきましては、円安、原油高、ウクライナ侵攻などによる飼料費、肥料費、電気代と経費の高騰が続いた中、鳥インフルエンザや豚熱などの感染症対策をしっかりと行いながら、当センターの主要業務である家畜の改良あるいは飼料作物種苗の増殖などを例年同様、着実に実施してきたところであります。いずれの業務につきましても、本日の有識者会議でその成果を御説明することができたものと考えております。

中でも、評価方法についての議論がありましたけれども、なかなか難しい点もあり、我々とすれば、できるだけ客観的な自己評価を心掛けておりまして、特にSとかAあるいはCとかDの評価につきましては、しっかり説明できるように心がけているつもりであります。また、疑問点などございましたら、こういった会議あるいは別の場所でも御質問いただければと思います。

興味を持っていただいた課題としましては、牛の受精卵、1細胞期におけるゲノム評価についてでありますけれども、これにつきましては、我々センター独自の種畜を使用して、受精卵の操作ができ

る、あるいは遺伝的な解析・評価ができる、さらに育種評価もできるというような、我々センターの特徴を生かした研究成果であると思っております。まだまだ基礎的な段階ですので、今後また先生方からいろいろアドバイスが頂ければと思います。

それと、消費者向けの情報提供というアイディアもございましたけれども、私も肉質の研究しております、生産者だけでなく流通業者とか、あるいは消費者、非常に大切だと思っておりますので、こういった情報発信というのは更に発展させていきたいと思っております。

業務の評価の中でBからAになったもの、これは災害などからの復興の支援に関しましては、年始に発生した能登半島地震の被災地への備蓄資材の提供について、高く評価していただきました。異常気象なども背景に、自然災害の発生が毎年のように見られる中で、当センターとしても、今後ともこうした取組を通じて各地に貢献してまいりたいと考えております。

一方で、情報セキュリティ対策の強化に関しまして、これは稲葉先生からも御指摘ありましたけれども、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターによる監査において指摘を受け、十分な改善が行われていなかったことに対し、厳しいご意見を頂きました。これらについては我々幹部も反省しているとともに、情報セキュリティの確保というのは、組織のリスク管理上からも極めて重要な取組であると改めて肝に銘じ、適時適切な対応を今後取ってまいりたいと考えております。

本日、委員の先生方から貴重な御意見、御助言、励ましなどを頂きました。今後それらを生かして業務をしっかり進めてまいりたいと思っております。今後、新たな食料・農業・農村基本法に示された施策の方向に即し、農業の持続的な発展に向けた飼料生産の拡大、あるいは生産性の向上に関する家畜の遺伝的改良、あるいはスマート技術の発展・応用、家畜疾病や防疫対応、アニマルウェルフェアに対応した飼養管理の普及及び推進など、センターが果たすべき役割は引き続き大きいものと考えております。

本年度、令和6年度は第5期中期目標期間の4年目に当たり、第5期中期目標期の最終年度に向けて、目標に定められた家畜の改良、種畜の供給、あるいは飼料作物種苗の増殖・配布などの業務にしっかりと対応します。あわせて、次期家畜改良増殖目標などを踏まえた第6期中期目標に対応できるよう、準備を進めていく必要もあると考えております。

最後になりますが、委員の先生方や畜産振興課の皆様におかれましては、引き続き御指導、御支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は貴重な御助言を頂きまして、誠にありがとうございました。

○和田畜産技術室長 それでは、委員の皆様方には長時間にわたりまして大変熱心な御審議を頂き、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後4時05分 閉会